所沢市の会議の公開に関する指針

1 趣旨

この指針は、所沢市情報公開条例(平成13年条例第6号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づく審議会等の会議の公開に関し、基本的な取扱いを定めるものとする。

2 非公開の決定

- (1) 審議会等の会議が条例第25条ただし書に該当するときは、審議会等の長は当該会議に諮って、当該審議会等の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。
- (2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 会議の公開の内容

- (1) 会議の日程等の事前公表
- (2) 会議の傍聴
- (3) 会議資料、会議録の写し及び報告書等の写し(以下「会議資料等」という。)の公開

4 会議開催の周知

- (1) 会議の日程等は、事前に公表するものとし、おおむね会議の開催の1 週間前までに行うものとする。ただし、会議の開催が急を要しその暇がない ときには、この限りでない。
- (2) 会議の事前公表は、会議開催のお知らせ(様式第1号)を用いて市政情報センター及び所沢市庁舎1階市民ホール内会議開催のお知らせ掲示板に掲示し、所沢市ホームページに掲載するとともに、次に掲げる場所において閲覧に供することにより行うものとする。
 - ア 所沢市まちづくりセンター条例(平成22年第37号)別表に規定する まちづくりセンター
 - イ 所沢市役所市民課サービスコーナー設置規則(平成元年規則第2号)第

- 2条に規定する所沢市役所市民課狭山ケ丘サービスコーナー
- ウ 所沢市市民活動支援センター条例(平成23年条例第7号)第1条に規 定する所沢市市民活動支援センター
- (3) 会議の開催の周知にあたっては、会議の名称、会議の開催日時、場所、議題及び公開・非公開の別、非公開の理由、傍聴席数、問合せ先等を明記するものとする。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開については、会場に傍聴席を設け、希望者に傍聴を認めるものとする。なお、審議会等の長は、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。
- (2) 審議会等の会議が公開されるときは、傍聴者に対し原則として会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等、配布が困難と認められる会議資料については、会場に備え、閲覧に供することができる。

6 会議録の作成

審議会等は、所沢市会議録作成要領に基づき、すべての会議の会議録を作成し、会議資料とともに保存するものとする。

7 会議資料等の公開

- (1) 開催された全ての審議会等は、会議終了後、審議会等の会議の開催結果(様式第2号)を、市政情報センターにおいて閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、公開された会議の会議資料を、会議終了後、市政情報センターにおいて閲覧に供するものとする。
- (3) 審議会等は、公開された会議の会議録確定後、その写しを市政情報センターにおいて閲覧に供するとともに、所沢市ホームページに掲載するものとする。
- (4) 審議会等は、報告書等を作成した場合は、その写しを市政情報センターにおいて閲覧に供するとともに、所沢市ホームページに掲載するものとする。

- (5) 前各項の市政情報センターにおける閲覧及び所沢市ホームページへの 掲載は、会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- (6) 市政情報センターにおける閲覧期間が終了した会議資料等並びに会議 を非公開とした場合の会議資料及び会議録の公開については、原則として、 公文書公開請求によるものとする。

8 運用状況の公表

市長は、会議の公開の状況を年1回公表するものとする。

附 則(平成16年12月27日)

- この指針は、平成17年1月1日から施行する。 附 則(平成19年12月28日)
- この指針は、平成20年1月1日から施行する。 附 則(平成23年2月18日)
- この指針は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成23年9月20日)
- この指針は、平成23年10月1日から施行する。 附 則(平成27年3月11日)
- この指針は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

会議開催のお知らせ

会議の名称								
議題及び公開・非	非公開の	別						
(1)								
(2)								
(3)								
(4)								
(5)								
開催日時	年	月	日()	時	分か	6	
開催場所								
非公開の理由								
傍聴席数	席							
傍聴手続に係る特	寺記事項							
問合せ先								
				電話		()	
その他								
	議題及び公開・ (1) (2) (3) (4) (5) 開催日時 開催場所 非公開の理由 傍聴席数 傍聴手続に係る年 問合せ先	議題及び公開・非公開の (1) (2) (3) (4) (5) 開催日時 年 開催場所 非公開の理由 傍聴席数 席 傍聴手続に係る特記事項 問合せ先	議題及び公開・非公開の別 (1) (2) (3) (4) (5) 開催日時 年 月 開催場所 非公開の理由 傍聴席数 席 傍聴手続に係る特記事項 問合せ先	議題及び公開・非公開の別 (1) (2) (3) (4) (5) 開催日時 年 月 日(開催場所 非公開の理由 傍聴席数 席 傍聴手続に係る特記事項 問合せ先	議題及び公開・非公開の別 (1) (2) (3) (4) (5) 開催日時 年 月 日() 開催場所 非公開の理由 傍聴席数 席 傍聴手続に係る特記事項 問合せ先 電話	議題及び公開・非公開の別 (1) (2) (3) (4) (5) 開催日時 年 月 日() 時 開催場所 非公開の理由 傍聴席数 席 傍聴手続に係る特記事項 問合せ先	議題及び公開・非公開の別 (1) (2) (3) (4) (5) 開催日時 年 月 日() 時 分か 開催場所 非公開の理由 傍聴席数 席 傍聴手続に係る特記事項 問合せ先 電話 (議題及び公開・非公開の別 (1) (2) (3) (4) (5) 開催日時 年 月 日() 時 分から 開催場所 非公開の理由 傍聴席数 席 傍聴手続に係る特記事項 問合せ先 電話 ()

審議会等の会議の開催結果

1 会議の名称						
2 開催日時		年時	月 分から	日() 時	分まで	
3 開催場所						
4 議題(公開・非公開の別と非公開の別と非公開の別と非公開の場合はその理由)及び審議の概要						
5 傍聴者数	(55	報道関係者	<i>C.</i>	人 <i>入</i>		
6 問合せ先		TAKE IN IN E	1	70		
7 その他						